



# 新潟県公報

令和 8 (2026)年  
3 月 27 日 (金)  
号 外  
第 15 号

## 目 次

### 公安委員会

- 新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 1  
○新潟県警察本部組織規則の一部を改正する規則…………… 1  
○新潟県公安委員会事務専決規程及び新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 2  
○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則…………… 3  
○新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

### 警察本部

- 新潟県警察公印規程等の一部を改正する訓令…………… 16
- ### 正 誤
- 令和 8 (2026) 年号外第12号中…………… 17

## 公安委員会

### 新潟県公安委員会規則第 2 号

新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 8 年 3 月 27 日

新潟県公安委員会委員長 佐 藤 千 鶴 子

### 新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和34年新潟県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 別表（第 1 条関係）

### 警察職員定員表

階級等	警 察 官						警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
本部								
警察署								
警 察 本 部	74	137	487	330	192	1, 220	321	1, 541
警 察 署	44	112	486	677	890	2, 209	143	2, 352
合 計	118	249	973	1, 007	1, 082	3, 429	464	3, 893

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### 新潟県公安委員会規則第 3 号

新潟県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

新潟県公安委員会委員長 佐 藤 千 鶴 子

### 新潟県警察本部組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察本部組織規則（昭和39年新潟県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課)  <b>第4条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(6) 略  (7) 栃木県警察の所管に係る公益法人_____及び<u>公益信託</u>に関する総合調整に関すること。  (8)～(14) 略</p> <p>(交通企画課)  <b>第34条</b> 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(4) 略  <u>(5) 交通教養指導に関すること。</u>  <u>(6) 略</u></p> <p>(警備企画課)  <b>第42条の2</b> 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(4) 略  <u>(5) 警備教養指導に関すること。</u>  <u>(6) 略</u></p>	<p>(警務課)  <b>第4条</b> 警務課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(6) 略  (7) 栃木県警察の所管に係る公益法人<u>の設立及び監督</u>に関する総合調整に関すること。  (8)～(14) 略</p> <p>(交通企画課)  <b>第34条</b> 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(4) 略  <u>(5) 略</u></p> <p>(警備企画課)  <b>第42条の2</b> 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。  (1)～(4) 略  <u>(5) 略</u></p>

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第4号**

栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和8年3月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

**栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

(栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正)

**第1条** 栃木県公安委員会事務専決規程(昭和39年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(警察署長の専決事項)  <b>第4条</b> 警察署長は、別表第19に掲げる事務<u>(日光警察署長にあっては、第141項から第163項までに掲げる事務を除く。)</u>を専決することができる。</p>	<p>(警察署長の専決事項)  <b>第4条</b> 警察署長は、別表第19に掲げる事務_____を専決することができる。</p>

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

**第2条** 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(運転経歴証明書交付等申請書に申請用写真の添付を要しない場合)</u>  <b>第25条</b> 施行規則第30条の8第2項の公安委員会規則で定める場合は、法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付若しくは同条第3項</p>	<p><u>(運転経歴証明書交付申請書に申請用写真の添付を要しない場合)</u>  <b>第25条</b> 施行規則第30条の8第2項の公安委員会規則で定める場合は、法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付_____</p>

の規定による運転経歴情報の記録又はその双方の申請を法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請と併せて行う場合とする。

**別表第1 (第2条関係)**

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、 交付等	経由機関	申請、届出 等の様式及 び部数
1～15 略			
16	安全運転管理 者の選任届、 解任届及び届 出事項の変更 の届出	交通企画課長 又は管轄署長	略
17・18 略			
19	特定自動運行 の許可証の再 交付申請	交通企画課長	略
20～42 略			
43	更新時講習の 申請	同	略
44～86 略			

備考

- 「高速隊長」とは、警察本部交通部高速道路  
交通警察隊長を、「管轄署長」とは、住所地を  
管轄する警察署長(日光警察署長の管轄区域に  
あつては、今市警察署長)をいう。
- 「警察署長」には、日光警察署長を含まな  
い。
- 略

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第5号**

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

**警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則**

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和42年栃木県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第8号及び別記様式第9号の2から別記様式

配	偶	者	円
子		人	円

第11号までの規定中

を

の申請を法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請と併せて行う場合とする。

**別表第1 (第2条関係)**

申請、届出、交付等の手続

番号	申請、届出、 交付等	経由機関	申請、届出 等の様式及 び部数
1～15 略			
16	安全運転管理 者の選任届、 解任届及び届 出事項の変更 の届出	同	略
17・18 略			
19	特定自動運行 の許可証の再 交付申請	交通企画課長 又は管轄署長	略
20～42 略			
43	更新時講習の 申請	運転免許管理 課長又は管轄 署長(申請者 が優良運転者 である場合に あつては警察 署長)	略
44～86 略			

備考

- 「高速隊長」とは、警察本部交通部高速道路  
交通警察隊長を、「管轄署長」とは、住所地を  
管轄する警察署長\_\_\_\_\_をいう。
- 略

特定期間 にある子	人	円
--------------	---	---

子	人	円	に改める。
---	---	---	-------

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**栃木県公安委員会規則第6号**

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 千鶴子

**栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p><b>第13条</b> 法第71条第6号の規定により車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(安全運転管理者等の選任の届出)</p> <p><b>第15条</b> 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安全運転管理者にあつては、<u>前条第1項の認定を受けた者であるときは同条第2項</u> <u>の安全運転管理者認定書の写し</u></p> <p>(3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転経験の期間を証明するもの<u>又は前条第1項の認定を受けた者であるときは同条第2項</u> <u>の副安全運転管理者認定書の写し。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力した書面をもって自動車の運転経験の期間の証明に代えることができる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p><b>第13条</b> 法第71条第6号の規定により車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>交通ひんばんな道路において、かさをさして</u> <u>自転車</u>を運転しないこと。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>(安全運転管理者等の選任の届出)</p> <p><b>第15条</b> 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、解任の届出をするときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安全運転管理者にあつては、<u>その者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の安全運転管理者認定書の写し</u></p> <p>(3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転経験の期間を証明するもの、<u>その者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するもの又は前条第2項の副安全運転管理者認定書の写し。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を出力した書面をもって自動車の運転経験の期間の証明に代えることができる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>

別表第1の添付13及び添付14を次のように改める。

添付13

安全運転管理者 コード番号		安全運転管理者に関する届出書													
		年 月 日													
栃木県公安委員会 殿		①届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名													
		〒 住所													
安全運転管理者を選任、解任 届出記載事項(①・③・⑤・⑨・⑩)を変更		したので届け出ます。(電話 )													
②選任年月日	年 月 日	③安全運転管理者氏名		(フリガナ)		名 称		(フリガナ)		業 種 別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )			
④資格要件		生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)		運 転 の 管 理 経 験		1 2年以上		2 公安委員会の 教習修了者で 1年以上		3 公安委員 会の認定		使用の本拠		
⑤職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )		⑩自動車台数		乗 用		貨 物		大型 中型 準中型 普通 軽 大型 中型 準中型 普通 軽 大型特殊 小型特殊 大型二輪 普通二輪		計			
⑥安全運転管理者が運転免許を持っている場合		免許の種類												免許年月日	
⑦安全運転管理者の勤務の態様		勤 務 日勤 隔日 その他 ( )		⑪運転者数・運転者数		免 許 種 別		大型 中型 準中型 普通 大特		一 種 二 種 一 種 二 種 一 種 二 種 大自二 普自二 小 特		計			
副安全運転管理者の有無		あり ( 名) なし													
⑧(安全運転管理に関する略歴)		勤務期間		勤務所名		職務上の地位		業務内容		⑫前安全運転管理者		解任年月日		年 月 日	
		自至 . .													
		自至 . .													
		自至 . .													
		自至 . .													
										解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )			
備 考															

添付14

安全運転管理者  
コード番号

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

①届出者の氏名又は法人の  
名称及び代表者の氏名

〒  
住所

副安全運転管理者を選任、解任  
届出記載事項(①・③・⑤・⑨・⑩)を変更したので届け出ます。(電話 )

②選任年月日		年 月 日		名 称	(フリガナ)															
③副安全運転 管理者氏名		(フリガナ)			位 置															
④資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)				安全運転 管理者の 氏 名														
	1 運 転 の 管 理 経 験 1 年 以 上	2 運 転 の 経 験 期 間 3 年 以 上	3 公 安 委 員 会 の 認 定		業 種 別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ( )													
⑤職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ( )		使用の本拠における自動車台数		乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計		
⑥副安全運転管 理者が運転免 許を持っている 場合		免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽					
		免許年月日																		
⑦副安全運転 管理者の勤 務の態様		勤 務	日勤 隔日 その他 ( )		⑩運転者数・ 運転者数	免 許 種 別		大 型	中 型	準 中 型		普 通		大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	計		
		他の副安全 運転管理 の有 無	あり ( 名) なし			一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種							
⑧(運 転安全管理 に関する経 歴の略歴)	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 務 上 の 地 位	業 務 内 容	⑪前副安全 運転管理者															
	自 . . 至 . .					解任年月日	年 月 日													
	自 . . 至 . .				氏 名															
	自 . . 至 . .				解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ( )														

備 考

別表第1の添付16中「|手数料収入証紙貼付欄|」を「|手数料欄|」に改める。  
別表第1の添付17を次のように改める。

添付17

指定自動車教習所指定申請書の記載事項変更届

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

教 習 所 の 名 称

教 習 所 の 所 在 地

変 更 す る 記 載 事 項

変 更 後 の 記 載 事 項

備 考

備考 届出者が法人であるときは、届出者欄には、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別表第1の添付17の5中 「申請日 年 月 日」 を 「申請日 年 月 日」 に、

手続終了後の所持希望カード	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード	を
個人番号カードの効力	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 失効	

手続終了後の所持希望カード	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード	に
再交付の場合記載事項の変更の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
個人番号カードの効力	<input type="checkbox"/> 有効 <input type="checkbox"/> 失効	

改める。

別表第1の添付17の6、添付22及び添付24を次のように改める。

添付17の6

運転経歴証明書記載事項変更届

栃木県公安委員会 殿

届出日	
届出場所 受付番号	

※ 太枠内を記入してください（印字がある場合は不要です）。

フリガナ		生	年	月	日
氏名			年	月	日
電話番号					
証明書番号 (運転経歴情報記録番号)					
現に有する証明書	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード				
確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・住民票 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
転出都道府県	( ) から転入				
変更内容	新				
	旧				
備考					

取扱者	確認者

添付22

<p>取消処分者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>栃木県公安委員会 殿</p>				
(フリガナ) 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生			
住 所				
本 籍 ( 国 籍 )				
希望する講習の区分				
仮運転免許証の有無	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 20px;">あり</div> <div style="font-size: 4em; margin-right: 20px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>公安委員会</p> <p>第 号</p> </div> <div style="margin-left: 20px;">}</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">なし</p>			
※ 講 習 日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">手 数 料</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	手 数 料	
手 数 料				
※ 講 習 場 所				

備考 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

添付24

指定講習機関指定申請書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

住 所  
申請者 (フリガナ)  
氏 名

<p>指 定 講 習 機 関 を 受 け よ う と す る 者 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 代 表 者 の 氏 名</p>	
<p>特 定 講 習 の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地</p>	
<p>特 定 講 習 の 種 別</p>	
<p>特 定 講 習 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日</p>	

備考 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別表第1の添付25中 「名称」「住所」を届出者「氏名」に、  
「代表者」「氏名」記

1 変更する事項（書類の内容）

を

2 変更後の事項（書類の内容）

記

1 特定講習の業務を行っている事務所の名称

2 特定講習の業務を行っている事務所の所在地

に改め、同表の添付25に備考として次のように加え

3 変更する記載事項又は添付書類の内容

4 変更後の記載事項又は添付書類の内容

5 変更日

る。

備考 届出者が法人であるときは、届出者欄には、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

別表第1の添付28中 「住所」「住所」申請者「住所」(7/31)に、  
「氏名」「氏名」

休止し、又は廃止しようとする年月日	
-------------------	--

を

休止し、又は廃止しようとする年月日	
休止の期間	

に

改め、同表の添付28備考中「その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」を「その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

別表第1の添付29中「〒（ ）」及び「電話番号（ ）」を削り、同表の添付29備考

中「その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」を「その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

別表第1の添付30中

認定を受けている課程の区分及び名称	
変 更 年 月 日	
変更の内容及び理由	
変更事項を証明する書類	

を

使 用 し て い る 施 設 の 名 称	
使 用 し て い る 施 設 の 所 在 地	
変更する記載事項又は添付書類の内容	
変更後の記載事項又は添付書類の内容	
変 更 日	

に改

め、同表の添付30備考中「その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」を「その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

別表第1の添付30の2中「〒（      ）」及び「電話番号（      ）」を削り、

認定を受けようとする  
課程の区分

を

検査の方法の区分

に、

認定を受けようとする  
課程の名称

を

検査の方法の名称

に改め、同表の添付30の2備考中「その名称、主たる事務所の所在地及び代表

者の氏名」を「その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

別表第1の添付30の3中

認定を受けている 課程の区分及び名称	
変更年月日	
変更の内容及び理由	
変更事項を証明する 書類	

を

使用している 施設の名称	
使用している 施設の所在地	

変更する記載事項 又は添付書類の内容		に改め、同表
変更後の記載事項 又は添付書類の内容		
変 更 日		

の添付30の3備考中「その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名」を「その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**警 察 本 部**

**栃木県警察本部訓令甲第1号**

栃木県警察公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

栃木県警察本部長 杉 本 孝

**栃木県警察公印規程等の一部を改正する訓令**

(栃木県警察公印規程の一部改正)

**第1条** 栃木県警察公印規程（昭和42年栃木県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の取扱い責任者)</p> <p><b>第4条</b> 公印の保管責任者は、所属の副署長、次長、副隊長、<u>管理官（サイバー対策管理官に限る。）</u>又は副校長を公印の取扱い責任者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。</p>	<p>(公印の取扱い責任者)</p> <p><b>第4条</b> 公印の保管責任者は、所属の副署長、次長、副隊長、<u>副センター長</u>又は副校長を公印の取扱い責任者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。</p>

(栃木県警察文書取扱規程の一部改正)

**第2条** 栃木県警察文書取扱規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書管理責任者)</p> <p><b>第6条</b> 所属に文書管理責任者を置き、警察本部の所属の次長（副隊長、<u>管理官（サイバー対策管理官に限る。）</u>及び副校長を含む。）及び署の警務課長をもってこれに充てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(文書管理責任者)</p> <p><b>第6条</b> 所属に文書管理責任者を置き、警察本部の所属の次長（副隊長、<u>副センター長</u>及び副校長を含む。）及び署の警務課長をもってこれに充てるものとする。</p> <p>2 略</p>

(栃木県警察事務決裁規程の一部改正)

**第3条** 栃木県警察事務決裁規程（平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

**別表（第3条関係）**

本部長決裁事項～サイバー対策センター長専決事項 略  
 サイバー対策センター副センター長専決事項  
 1・2 略  
3 軽易な報告、照会、回答等に関する事。  
4 軽易な報告書、願届書、復命書等の処理に関する事。  
 5 略  
 警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略

**別表（第3条関係）**

本部長決裁事項～サイバー対策センター長専決事項 略  
 サイバー対策センター副センター長専決事項  
 1・2 略  
  
3 略  
 警察学校長専決事項～警察署副署長専決事項 略

（栃木県警察苦情処理に関する訓令の一部改正）

**第4条** 栃木県警察苦情処理に関する訓令（平成13年栃木県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（苦情の受理等） <b>第3条 略</b> 2 警察本部における苦情受理担当者は、警務部県民広報相談課の苦情処理担当者、所属の次長（副隊長、 <u>管理官（サイバー対策管理官に限る。）</u> 及び副校長を含む。）、当直主任及び所属長が指名した者とする。 3・4 略	（苦情の受理等） <b>第3条 略</b> 2 警察本部における苦情受理担当者は、警務部県民広報相談課の苦情処理担当者、所属の次長（副隊長、 <u>副センター長</u> 及び副校長を含む。）、当直主任及び所属長が指名した者とする。 3・4 略

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
令和8(2026)年号外第12号	3	下から17	第1号	第2号